

令和5年2月6日

プラッツ習志野における車いす利用者への対応について

習志野市が所管する生涯学習複合施設「プラッツ習志野」(指定管理者:習志野大久保未来プロジェクト株式会社)において、車いす利用者に対し、施設の利用を一旦お断りしてしまう事案が発生しました。本件について、市として厳重に受け止め、今後このような事が起こらないよう、対応を徹底し、再発防止に努めてまいります。

1. 概要

【月日】令和5年2月3日(金)

【状況】車いすの利用者がサークル活動で施設を利用するため館内に上がろうとしたところ、窓口にて、土足厳禁であるため車いすでの利用を一旦お断りしてしまう事案が発生した。その際、改めて窓口職員が運営業務総括責任者に確認し、利用者には施設を利用していただいた。

2. 原因

公共施設における車いすの利用に関する認識が徹底されていなかったこと、職員間の情報共有がなされていなかったことが原因と考えられる。

3. 対応

市・教育委員会ははじめ経過を反省するとともに、指定管理者に対し、認識を正し、意識の改善、車いすの利用者への対応方法の再確認及び職員への周知・徹底、職員間の情報共有の徹底について、指導を行った。

市長コメント

法律違反であり絶対にあってはならない対応をしてしまったことを、皆様に心からお詫び申し上げます。

教育長コメント

この度は、公共施設の対応として極めて不適切であり、市民の信頼を損ねる対応がありましたことを深くお詫び申し上げます。施設を所管する教育委員会として、指定管理者への指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。